

**外食業分野及び飲食料品製造業分野の特定技能2号
技能測定試験の申込みに向けた留意点について
(お知らせ)**

2023年10月19日
一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

特定技能2号の対象となる特定産業分野が拡大され、外食業分野と飲食料品製造業分野も特定技能2号の対象となりました(2023年6月9日閣議決定)。

当機構では、両分野の特定技能2号の技能測定試験(以下「両分野の特定技能2号試験」)の実施に向けて準備を進めています。

今後、農林水産省が特定技能2号試験の実施に必要な試験実施要領(以下「試験実施要領」)を出入国在留管理庁との協議を経て、制定・公表する予定ですので、当機構は、その公表後に、試験実施要領を踏まえ、試験申込み手続等の試験案内を公表し、試験を実施する予定としております。

なお、現時点では試験実施要領の公表がいつになるかは未定ですが、当機構では、両分野の特定技能1号の今年度の第3回試験を2024年1月上中旬に予定しており、その試験申込みスケジュールは、企業からの申込みについては11月上中旬、外国人個人からの申込みについては、11月下旬~12月上旬に予定しているところ、特定技能1号試験と併せて、特定技能2号の試験申込み及び試験実施を行えるよう準備をしております。

その場合の手続上の留意点は下記のとおりです。

記

1. 特定技能2号試験の申込みの際には、管理職相当の実務経験を証明する書面(以下、「実務経験証明書」という。)を当機構に提出することが必要です。

2号特定技能外国人として両分野の業務にそれぞれ従事するには、それぞれの分野ごとに求められる特定技能2号試験等(※)の合格に加えて、管理職相当の実務経験を積んでいることが必要とされています。

※加えて、外食業分野については、特定技能2号試験だけでなく、日本語能力試験(N3以上)の合格も必要とされています。

必要とされる実務経験については、特定技能2号試験の受験の際に実務経験証明書により、その有無を確認することとされています(※)。実務経験証明書の様式等の詳細は、今後、試験実施要領で示される予定です。

※特定の分野に係る特定技能外国人受入に関する運用要領（運用要領別冊）（最終改正令和5年8月31日）

「飲食料品製造業分野の基準について」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004952.pdf>

「外食業分野の基準について」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004953.pdf>

2. 特定技能2号試験の受験申込みは、当面は企業からの申込みのみとなります。

当機構としては、次の諸点から、当面は、特定技能2号試験の申込みは、2号特定技能外国人を雇用しようとする企業（外食業または飲食料品製造業を営む企業）から申し込む手順のみとします。

- ・ 実務経験証明書は企業が発行するものであること
- ・ 実務経験証明書の記載内容の確認事務を的確に行うことが求められること
- ・ 特定技能2号試験のためのシステム改修に充てられる時間に制約があったこと

なお、外国人個人からの特定技能2号試験の申込みについては、システムを改修する必要がありますが、当機構が令和6年度も試験実施団体として選定された後に、システム改修に着手可能となることから、しばらく時間が必要です。今後、試験の実施団体として選定されましたら、来年度の実施に向けて、準備を進めてまいります。（令和6年度の両分野の試験実施団体については、令和5年10月19日現在、農林水産省において選定中であり、未定です。）

3. 企業申込みを行うには、その前に企業マイページの登録を済ませておく必要があります。

企業から試験申込みをするには、その前に企業マイページの登録を済ませておく必要があります。特定技能2号試験を受けさせたい外国人がいる企業におかれては、今のうちに企業マイページの登録を済ませておくようお願いいたします。農林水産省の試験実施要領の公表時期によっては、試験申込みのスケジュールとの関係で、企業マイページの登録が済んでいない企業は、今年度、特定技能2号試験の申込みができなくなる可能性があります。

なお、企業マイページ登録後に試験の申込みとなりますので、企業マイページ登録によって、特定技能2号試験の申込みが完了するわけではございませんので御注意下さい。

[本件お問合せ先]

一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

特定技能部 企業申込担当

03-6261-4949(月～金曜日 9時～17時(12～13時除く))

kigyo_mp@otaff.or.jp